

## ライフステージに応じた施策展開

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、“自己選択と自己決定”を実現するために、様々な事業や施策を展開していきます。

暮らしを支える仕組みとしては、ライフステージを通じて一貫した支援体制の整備が重要ですが、そのライフステージに対応した個別の支援も必要であると考えています。

ここでは、様々な方々からの意見をもとに、現状を具体的な“声”とともに、イメージ的に表現して、「基本的な考え方」の4つのめざすべき社会を具体的にプランとして実現していくための社会全体の役割の明確化を図りました。

### 今 - ある場面 -

障害がある方の現在の生活状況を、イメージ的に記載しました。

### ニーズ調査からの“声”

グループモニタリングやアンケートなどのニーズ把握調査の結果、現在の生活課題をふまえたご意見のうち、多くの方から共通であげられたご意見をあげました。上記の「今 - ある場面 -」

### 目 標 “よこはま”のあるべき姿

上記の2点から確認できた課題をベースに、横浜市のあるべき将来像を考えました。  
「“よこはま”をこういう街にしていきたい」「こういう社会づくりをしていこう」という観点

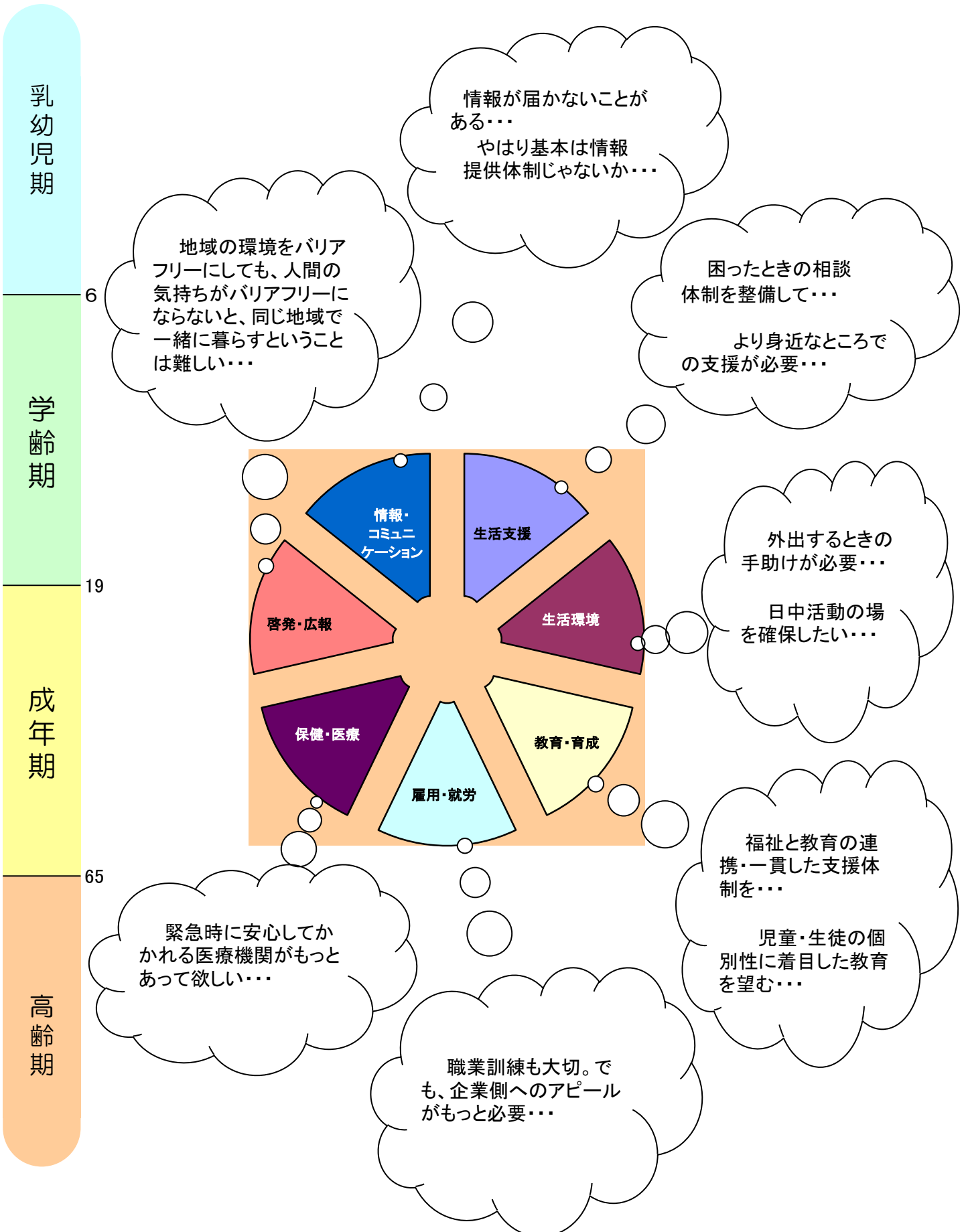
### 達成するために 必要な考え方

目標を達成するために行政・民間・地域社会そして当事者が担うべき役割分担を提案します。すべてを行政が担う時代ではない、という前提から、次のような役割を想定して記載しました。

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 公的役割   | ・・・行政及び民間法人等が「公共的な役割」として担っていくべき役割  |
| 地域の役割  | ・・・市民1人1人が、地域社会を構成する一員として担っていくべき役割 |
| 当事者の役割 | ・・・障害者本人や、家族がそれぞれの立場で担っていくべき役割     |

# ライフステージを通じて一貫した支援体制

\*グループモニタリングなどであげられた「声」をご紹介します。



乳幼児期

6

地域の環境をバリアフリーにしても、人間の気持ちがバリアフリーにならないと、同じ地域で一緒に暮らすということは難しい・・・

情報が届かないことがある・・・  
やはり基本は情報提供体制じゃないか・・・

困ったときの相談体制を整備して・・・

より身近なところでの支援が必要・・・

学齢期

19

外出するときの手助けが必要・・・

日中活動の場を確保したい・・・

成年期

65

緊急時に安心してかかれる医療機関がもっとあって欲しい・・・

福祉と教育の連携・一貫した支援体制を・・・

児童・生徒の個別性に着目した教育を望む・・・

高齢期

職業訓練も大切。でも、企業側へのアピールがもっと必要・・・

## 今 - ある場面 -

子どもが生まれると、福祉保健センターや医療機関で乳幼児健診が行われます。

身体発育や精神発達面で障害等の疑いがある場合は、福祉保健センターによる支援を行いながら必要に応じて障害児地域療育センターなどの専門的機関が紹介され、本人への療育をはじめ家族の方への支援が行われます。

この時期の子どもへの家族の関わりなどが、その後の心身の発達に重要な役割を果たすことから、子ども及び家族に対して、乳幼児健康診査時の相談、保健師等の家庭訪問などの育児支援が行われています。

## ニーズ調査からの“声”

- ☆ 相談する窓口が変わると、初めから状況を説明するのは大変なので、継続して関わってくれる機関を望みます。（家族）
- ☆ 親が障害を受容しきれておらず、生活が混乱したり、不安を抱えている。（家族・施設職員）
- ☆ 療育の場が足りないし、軽度の場合専門機関に繋がらないことがある。（家族：知的障害児）
- ☆ 障害に理解のある医療機関が少ない。（家族）
- ☆ 地域施設を利用する時の不安は、障害児が健常児に混ざって一緒にできるかということ。（家族）
- ☆ 小さい頃からの地域との関わりは重要。しかし、その関わりを持つ余暇活動に関しての情報が少ない。（家族）

目 標  
“よこはま”のあるべき姿

障害児を育てる家族にとって、地域の温かい受入や援助の中で暮らすことができます。

また、必要な乳幼児に専門機関等による療育が提供されます。

育児に不安や困難を抱える家族が十分なサポートを受けることができます。

達成するために  
必要な考え方

公的役割・・・障害の早期発見と早期療育の充実を図るとともに、障害児を育てやすい環境を整えるために障害理解の普及・啓発及び相談支援体制の整備などを行います。また、関係機関や地域との協働により、広く心身の発達や健康問題に関する正しい理解の機会を提供します。

また、働く養育者への支援として、保育園・幼稚園での受入を行います。

地域の役割・・・障害のある人もない人も、気軽に参加できる地域活動や地域での支えあいづくりを行います。

当事者の役割・・・障害の受容や育児・療育等の不安に対応するために、ピアカウンセ

今 - ある場面 -

障害のある子どもが小学校に入学する際は、地域の学校に相談して進路が決まります。進路先には、地域の学校の普通学級や個別支援学級その他、養護学校があります。

養護学校への通学には、送迎バスが地域のバスポイントまで来ます。

放課後や夏休みには、一部の地域で地域活動ホームのおもちゃ図書館やプログラムが実施されています。

専門療育についても、乳幼児期からの延長を実施しています。

精神疾患は学齢期後半から発症する場合があるため、家族等が速やかに医療につなげることが大切です。そのためには、学校と家庭・地域のネットワークが重要ですが、現状では充分とはいえません。

ニーズ調査からの“声”

- ☆ 相談支援には、学校も含めて多くの関係者が関わって欲しい。（家族）
- ☆ 養護学校の通学時の送迎サービスが使いづらい。（家族）
- ☆ 養護学校でも就労など社会に出たときの準備に向けた教育を充実して欲しい。（家族）
- ☆ 学校は地域外、卒業後は地域では、地域との繋がりが切れてしまう。小さい時から地域の中で育てられるとよい。（家族）
- ☆ 学校教育でも、精神障害、身体障害、知的障害などについても教え、社会的な理解につなげてほしい。（家族）
- ☆ 重症心身障害児の医療的ケアを学校や施設でもっと充実してほしい。（家族）
- ☆ 地域の環境をバリアフリーにしても、人間の気持ちが無条件にバリアフリーにならないと、同じ地域で一緒に暮らすということは難しい。（家族）
- ☆ 精神科救急の整備が不十分である。（精神・支援者）

目 標  
“よこはま”のあるべき姿

できる限り地域との関係を持ちながら、地域の学校や養護学校で、障害児本人に適した療育が受けられます。また、学齢期でも必要に応じて乳幼児期から継続した訓練が受けられるようになります。学校と家庭・地域の連携により、精神疾患の発症についても早期からの援助が可能になります。

地域で安心して暮らせるために、継続した相談支援体制に学校など関係機関も参加して地域資源の活用や創設を行い、本人及び家族が抱える課題の解決を図ります。

こころの健康問題や障害に関する教育が充実し、誰もが正しい知識を持つようになります。

達成するために  
必要な考え方

公的役割・・・安心して、通学できるための環境を整備するとともに、学校が地域との連携を図り、障害児や家族を支援するシステムづくりを行います。  
また、学齢児への療育の実施や悩みや緊急時に対応できる相談支援体制の整備を行います。疾病や障害に関する啓発と併せて、関係機関や地域との協働により、広く心身の発達や健康問題に関する正しい理解の機会を提供します。

地域の役割・・・地域で学齢期の放課後や夏休み期間に障害児も参加できる活動を実施します。

障害への理解を促進するために交流を図ります。

当事者の役割・・・活動の範囲を拡大し、積極的に地域との関わりを持ちます。

## 今 - ある場面 -

学齢期以前から障害がある方は学校卒業後、また、途中で障害者となった場合は、行政機関、医療機関及び専門機関が支援を行いますが、状況に応じて、就労、施設通所、デイサービスの利用等を行います。

社会生活に慣れたら、親元から離れて、グループホームで生活することもできます。

しかし、社会資源の不足や生活基盤の不安定により、誰もが自ら選択した内容により自立生活を実現するには至っていません。精神障害においては、社会の偏見や医療・福祉サービスの基盤整備の遅れが他障害と比べてより大きなハードルとなっています。

## ニーズ調査からの“声”

- ☆ 障害者に対する対応をどうすればよいのかを考えて一緒に解決していく姿勢で接してくれる人は良いが、初めから障害者では無理だろうと考えられることは差別されていると感じる。（当事者）
- ☆ 高齢化による親亡き後の生活に対する不安の相談が多く、支援の充実やネットワークの重要性を感じる。（支援者）
- ☆ 就労について、長い間継続して関わって、相談できる人がいると続けられる。法定雇用率に精神障害者が含まれず、なかなか就労できない。（精神・当事者）
- ☆ サービスを提供する職員の方々は、障害者のことを理解した上で、自立を促す指導をして欲しい。そのために、資格の取得や研修の受講をして欲しい。（家族）
- ☆ 自分の考えと親の考えは必ずしも一緒ではない。（当事者）
- ☆ 制度が充実することも大事だけれど、生き生きと生活するためには、当事者の力がもっと活用されることが必要だと感じる。（支援者）
- ☆ 精神科救急の整備が不十分である。（精神・支援者）
- ☆ 精神病に対してまだ社会の偏見がある。一般の人々にこの病気を理解してもらうよう働きかけてほしい。（精神・当事者）

目 標  
“よこはま”のあるべき姿

成年期には自立生活が実現するために、自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤を充実します。また、身近で顔の見える支援が継続的に関われる体制が整備されます。

地域も障害を特別に捉えることなく共生の社会が実現されます。

達成するために  
必要な考え方

公的役割・・・地域で継続して暮らすために相談支援体制や、医療を含めた緊急時対応の整備を行うとともに、自らが生活を選べるために社会資源の充実を図ります。後見的支援が必要な方のために環境を整備します。

学齢期と同様に疾病や障害に関する啓発と併せて、関係機関や地域との協働により、広くこころの健康問題に関する正しい理解の機会を提供します。

地域の役割・・・地域で共に、安心して暮らせるために、障害への理解を促進するとともに、余暇活動などを行い、障害と向き合える環境づくりを行います。

当事者の役割・・・活動の範囲を拡大し、地域の活動にも参加します。また、当事者による相談活動（ピアサポート）等のネットワークを展開し、エンパワ



## 今 - ある場面 -

高齡期における障害については、障害のある方が高齡者になった場合や、高齡者になってから障害者となった場合など、様々な生活の状況や抱える課題があります。

介護保険制度が利用可能な方は介護保険制度を優先して利用することになっていますが、高齡期の障害者へのサービスについても検討が行われています。

## ニーズ調査からの“声”

- ☆ ボランティアがなかなか見つからなくて、団体の活動に参加できなかった。（当事者）
- ☆ グループホームへの入居は大きな環境の変化なので、高齡になってからでは適応に時間がかかるので、早い時期から体験し始めることが必要。（支援者）
- ☆ 援助をすることで、自分の出来ることすら人に頼るようになる。（支援者）
- ☆ 家族がいる人の退院で、長期入院者は家族に帰るのが難しい。不安を取り除ける支援体制や社会資源が必要。（精神：支援者）
- ☆ 高齡者になったとき金銭的に生活できるか不安である。（当事者）
- ☆ 日常的に診てもらえて、健康状態を日頃からチェックしてくれる医者が身近に欲しい。（支援者）
- ☆ 火災・地震など災害が起きた時、情報がなかなか入らない。不安の無い生活ができる対応が欲しい。（当事者）

目 標  
“よこはま”のあるべき姿

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、障害のある高齢者に適した支援体制やサービスが提供されます。

また、災害時等も含め、緊急対応については、地域との関わりにより、共に助け合う環境が整備されます。

達成するために  
必要な考え方

公的役割・・・介護保険制度によるサービス提供を軸としつつ、障害特性を配慮したサービス提供を実施します。

成年期と同様に疾病や障害に関する啓発と併せて、関係機関や地域との協働により、広くこころの健康問題に関する正しい理解の機会を提供します。

地域の役割・・・地域で安心して暮らせるために、障害への理解を促進するとともに、地域生活での支援を行います。

当事者の役割・・・自らできることと支援を必要とすることを考え、可能な限り地域活動に参加し地域との関わりを持つようにします。

事業・施策一覧表（2003年度末現在実施事業）

項目	事業・施策	事業内容	対象者				ライフステージ			
			身体障害	知的障害	精神障害	その他	乳幼児期	学齢期	成年期	高齢期
生活支援	区福祉保健センター・児童相談所・障害者更生相談所	福祉・保健に関する相談からサービス提供への調整を実施	○	○	○					
	福祉保健活動への支援	公益的な地域福祉保健活動を行うボランティア団体、NPO法人等に対し、活動費等の助成を充実するとともに、NPO法人等の新たな活動拠点施設の確保に対する支援を実施	○	○	○					
	福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくり条例にもつづき重点推進地区を指定するなど、市民、事業者との協力により、だれもが生活しやすいまちづくりの推進	○	○	○					
	横浜市リハビリテーションセンター	相談・評価・療育・訓練・指導など総合的なリハビリテーションの実施	○	○						
	障害者地域活動ホーム	情報提供、ケアマネジメントなどの24時間の相談支援事業の実施	○	○						
	障害児地域療育センター	0歳から学齢前期までの障害児の療育に関する、相談・診療・指導を実施	○	○						
	小児療育相談センター	乳幼児期から成人期までの相談・診療・指導を実施		○						
	精神障害者生活支援センター	社会復帰、自立及び社会参加を促進するために日常生活相談や情報提供を実施			○					
	こころの健康づくり推進事業	広く市民を対象に、こころの健康に関する電話相談を夜間・休日に実施			○					
	アルコール・薬物対策支援事業	個別相談・家族教室の実施			○					
	思春期・ひきこもり対策支援事業	個別相談・家族教室の実施			○					
	組織育成、技術指導、技術援助事業	地域相談援助事業・複雑困難事例対応の実施			○					
	地域ケアプラザ	福祉・保健等に関する相談及び情報の提供と障害児者への支援を実施	○	○	○					
	横浜生活あんしんセンター	権利を守るための相談や契約に基づく金銭管理サービスなどの日常生活の支援を各区社会福祉協議会で実施	○	○	○					
	相談員	身体障害者相談員及び知的障害者相談員による、当事者や家族への相談の実施	○	○						

項目	事業・施策	事業内容	対象者				ライフステージ			
			身体障害	知的障害	精神障害	その他	乳幼児期	学齢期	成年期	高齢期
生活支援	家族会相談事業	横浜市精神障害者家族会連合会で、当事者や家族への相談を実施			○					
	民生委員・児童委員	自立等を援助し、関係機関との連携のもとに社会福祉の増進に努める活動を実施	○	○	○					
	後見的支援条例	親などの養護が受けられなくなっても、地域で生活できるよう市の責務として支援の仕組みを整備	○	○	○					
生活環境	駅・まちらくらく歩行空間の計画づくり	市内の主な駅から、だれもが安全・快適に主要な施設に行けるよう、交通バリアフリー法にもとづく基本構想を定め、バリアフリー化の実施	○	○						
	公共交通機関のバリアフリー化	鉄道駅舎へのエレベーター等の設置やノンステップバスの導入促進	○	○						
	障害児地域訓練会	保護者等が自主的に組織し、地域において療育活動等を実施	○	○						
	保育所・幼稚園	全市立保育園で障害児を受入。民間の保育園及び幼稚園で障害児利用に対して経費助成の実施	○	○						
	在宅重度知的障害者訪問指導・知的障害者巡回相談	在宅の知的障害者のいる家庭に専門スタッフが訪問、巡回して相談・指導を実施		○						
	障害者社会参加訓練事業	障害に応じた生活訓練やパソコン講習会、ワープロ教室の実施	○							
	福祉機器支援センター	専門職による福祉機器や住宅改造、介護や介助、生活方法などについて相談・助言・情報提供の実施	○							
	日常生活用具の給付・貸与	障害の状況によって日常生活に必要な用具の給付または貸与の実施	○	○		難病				
	補装具の交付と修理	つえ、眼鏡等の補装具を交付または修理を実施	○							
	訓練・介助器具の作成・購入費の助成	訓練・介助に必要な器具の購入費の3分の2（上限36,750円）を助成	○	○						
入浴サービス	寝台車の送迎による施設での入浴及び移動入浴車による訪問入浴の実施	○			64歳以下					

項目	事業・施策	事業内容	対象者				ライフステージ			
			身体障害	知的障害	精神障害	その他	乳幼児期	学齢期	成年期	高齢期
生活環境	ホームヘルプ事業	身体介護、家事援助、日常生活支援の実施	○	○	○	難病				
	ガイドヘルプ事業	日常生活上必要な買い物、冠婚葬祭、余暇活動などの外出支援の実施	○	○						
	ガイドボランティアの紹介	日常生活上必要な買い物、冠婚葬祭などの外出支援のボランティアを紹介	○							
	盲ろう者通訳・介助員の派遣	通院や官公庁での手続きの支援に通訳・介助員を派遣	○			視覚・聴覚障害者				
	身体障害者補助犬の貸与	補助犬を貸与するとともに、貸与後にかかる補助犬の医療費を給付	○							
	バス・地下鉄特別乗車券の交付	市営バス・地下鉄・金沢シーサイドライン及び市内の民間バスの無料乗車券の交付	○	○	○					
	福祉タクシー利用券の交付	タクシー料金の一部を助成する利用券を交付	○	○						
	生活福祉資金の貸付	機能回復訓練や日常生活の便宜を図るための用具を購入する資金の貸付	○	○	○					
	自動車改造費用の助成	低所得世帯で通勤などのために自分で所有する自動車の改造資金の助成	○	○						
	福祉車両の提供	ハンディキャブの運行・貸出や福祉バスの提供を実施	○	○	○					
	短期入所事業	介助者や家族が疾病や疲労回復を図るために一時的に本人が施設や病院で過ごす事業の実施	○	○	○	難病				
	緊急一時保護制度	介助者や家族が病気・出産・事故等で介護を行えなくなった際に介護人を派遣	○	○						
	デイサービス事業	機能訓練・日常生活訓練等のサービスの実施	○	○						
	グループホーム事業	地域の中でグループで自立した生活を送る場	○	○	○					
	障害者地域活動ホーム	地域生活を支援するために、相談、デイサービス、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動、おもちゃ文庫）等の事業を実施	○	○						
	精神障害者生活支援センター	日常生活を支援するために、相談、情報提供、イブニングケア等の事業を実施			○					

項目	事業・施策	事業内容	対象者				ライフステージ			
			身体障害	知的障害	精神障害	その他	乳幼児期	学齢期	成年期	高齢期
生活環境	重度重複障害者施設	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複し、常に介護が必要な人が、入所・通所により生活上必要な支援、健康管理や訓練を受けられる施設	○	○						
	障害児施設	知的障害児・肢体不自由児・重症心身障害児・盲・ろうあ児等の入所または通所の施設	○	○						
	更生施設	日常生活の自立に向けた援助を行う、入所または通所の施設	○	○						
	授産施設	雇用されることが困難な障害者に、就労の場を得ることと、企業等への就労への訓練を行う入所または通所の施設	○	○	○					
	福祉授産所	雇用されることが困難な障害者等が、作業を通じて、職業訓練等を実施する施設	○	○						
	身体障害者療護施設	身体障害者で、常時介助を必要とする方が、日常生活の援助を実施する施設	○							
	知的障害者通勤寮	就労している知的障害者が一定期間入居し、地域での自立した生活に向けた援助を実施する施設		○						
	知的障害者福祉ホーム	家庭環境、住宅事情等により住居を求めている知的障害者へ日常生活の援助を実施する施設		○						
	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	回復途上にある精神障害者に一定期間生活の場を提供し、専門職員による生活指導等を実施する施設			○					
	小規模通所授産施設	法人格を取得し、障害者地域作業所から移行した施設	○	○	○					
	障害者地域作業所	自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する事業を実施	○	○	○					
	機能訓練事業（リハビリ教室）	区福祉保健センターが中心となり、リハビリテーションや仲間づくりを実施	○			概ね40歳以上				
	中途障害者地域活動センター	脳卒中後遺症等による在宅の障害者への創作・軽作業及び生活訓練等の実施	○							
	在宅障害児・者家庭援護活動	家庭の負担を軽減するため、団体が援助者を派遣	○	○						
	知的障害者自立生活アシスタント派遣事業	単身等で生活する知的障害者へ生活場面での助言・コミュニケーション支援を実施		○						
障害者のスポーツ文化振興のための中核拠点の整備	障害者のスポーツ、文化振興のための中核拠点となる施設を、PFI手法により、南部方面に新たに整備	○	○	○						

項目	事業・施策	事業内容	対象者				ライフステージ			
			身体障害	知的障害	精神障害	その他	乳幼児期	学齢期	成年期	高齢期
生活環境	住環境整備費の助成	浴室・便所などの改修費及び自立支援機器の購入費、取付費を助成し、必要な場合は専門スタッフを派遣	○	○						
	住み替え家賃助成	家賃差額助成・転居一時金助成・契約更新料助成	○	○	○					
	市営住宅の供給	一般の申込者より利用しやすくしているほか、住宅改造や使用料の減免の実施	○	○	○					
	手当・年金・給付金	在宅障害者手当・特別障害者手当・障害基礎年金・障害者扶養共済等	○	○	○	在宅障害者手当は精神障害者を除く				
	税・公共料金	税の控除・減免、粗大ごみ・水道料金等の公共料金の免除・減免	○	○	○					
教育・育成	軽度発達障害児支援事業	専門家による支援チームを設置し、学校への訪問相談・指導を行うとともに、専門的な相談に対応できる教員を養成する研修を実施します。				L D、ADHD等				
	高等養護学校の再編整備	軽度知的障害児などの進学希望に対応するため、高等養護学校の拡充・整備を行うとともに、社会の変化に対応した教育内容の充実を図ります。		○						
	肢体不自由養護学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由養護学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施体制を整備します。	○							
	障害児学校生活支援事業	小・中・盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒の保護者が行っている介助や登下校を支援します。	○	○						
	学校施設のバリアフリー化	エレベータの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。	○	○						
	学齢障害児夏休み支援事業	学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、教員や地域協力者によるプール解放や部活動・文化活動を行います。	○	○						
	放課後キッズクラブ事業	小学校施設を活用し、すべての児童を対象とした快適で安全な放課後の居場所づくりを実施します。	○	○						
	はまっ子ふれあいスクール事業	小学校を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することによって、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い児童の健全育成を行います。	○	○						
雇用・就労	就労援助センター	障害者の就労の促進と定着を図るため、相談や援助事業を行います。	○	○	○					
	障害者の店	障害者の就労の場を確保するとともに、市民への障害者福祉への理解を深めるため、障害者が働く店を整備	○	○	○					
	企業支援事業	就労の場の拡大のため、障害者雇用を検討する企業に対し、相談や助言、ノウハウの提供などの実施	○	○	○					

項目	事業・施策	事業内容	対象者				ライフステージ			
			身体障害	知的障害	精神障害	その他	乳幼児期	学齢期	成年期	高齢期
雇用・就労	共同受注事業	授産所や地域作業所などに作業提供をするための受注作業のあっせん	○	○	○					
	資金の貸付	生活福祉資金、視覚障害者技能習得援助資金等	○	○	○					
	障害者の雇用促進	障害者合同面接会・企業訪問・求人開拓・啓発活動の実施等	○	○	○					
	起業家支援事業	知的障害者を雇用する起業家に対する創業支援の実施		○						
	障害者福祉的就労促進事業	一般就労が困難な知的障害者を雇用する事業所に対し、奨励金の交付		○						
	農業就労援助事業	農業分野での就労をめざし、農作業を通じた訓練・指導の実施		○						
	知的障害者福祉工場	一般就労が困難な知的障害者を雇用し、社会的自立の支援		○						
	精神障害者社会適応訓練事業	一定期間協力事業に通い、社会復帰ができるよう支援			○					
	高等養護学校就労支援事業	高等養護学校に就労支援指導員を配置し、就労先の確保を図るため、実習職場を開拓するとともに、就労先を訪問し、定着を指導		○						
保健・医療	医療給付・助成等	医療費の給付・援助実施	○	○	○	難病（特定疾患治療研究事業対象疾患のみ）				
	在宅重度身体障害者訪問診査	在宅の重度身体障害者を専門スタッフが巡回し、診査・相談・指導を実施	○							
	身体障害者健康診査	車椅子利用者の二次的障害を予防するために、年1回無料で健康診査を実施	○			18歳以上				
	乳幼児健康診査	福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施。医療機関において、1歳までに3回無料健康診査を実施	○	○						
	医療環境整備事業	病気になった場合に安心して適切な医療が受けられるよう、港湾病院の再整備や医療スタッフの育成、受診時や入院時の本人や家族への支援	○	○						
	精神科救急医療対策事業	初期から三次までの24時間精神科救急医療体制及び夜間や休日の入院を受け入れる基幹病院の体制を充実			○					
	心身障害児・者歯科診療事業	心身障害児・者の歯科診療を横浜市歯科保健医療センターと市内指定協力医療機関で実施	○	○	○					



項目	事業・施策	事業内容	対象者				ライフステージ			
			身体障害	知的障害	精神障害	その他	乳幼児期	学齢期	成年期	高齢期
啓発・広報	広報よこはま	点字版・録音版及びホームページへの掲載	○	○	○					
	障害福祉のあんない	障害福祉制度・事業を冊子・ホームページで紹介	○	○	○					
	副読本「みんなともだち」の発行	理解及び普及・啓発を図るために小・中学生を対象として学習用に作成	○	○						
	交流教育・居住地校交流の実施	個別支援学級と普通学級、盲・ろう・養護学校と居住地の小・中学校において交流を進め、障害児への理解を深める事業の実施	○	○						
	区福祉保健センター	普及啓発事業の実施	○	○	○					
	こころの健康づくり推進事業	普及啓発事業の実施			○					
	アルコール・薬物対策支援事業	普及啓発事業の実施			○					
	思春期・ひきこもり対策支援事業	普及啓発事業の実施			○					
情報・コミュニケーション	手話通訳者・筆記通訳者の派遣	日常生活に必要な要件について、手話通訳者・筆記通訳者を派遣	○							
	聴覚障害者災害情報配信登録	登録制により、避難勧告・支援等の災害時緊急情報をファクシミリ通信網で配信	○			聴覚障害者				
	あんしん電話の設置	けがや急病など緊急を要する場合に、近隣の協力者や消防局へ通報できる装置の設置	○							
	医療機関情報検索システム	横浜市医師会地域医療連携センターにより、医療機関情報を地図情報と併せ提供	○	○	○					
	情報バリアフリー化支援	障害ゆえに必要なとなるパソコン周辺機器等の購入費の2/3（上限10万円）を助成	○	○						